

「江南区地域福祉計画・地域福祉活動計画」(案)について

(1) 江南区地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

社会福祉法第107条に規定される「市町村地域福祉計画」です。

区民一人ひとりが住み慣れた地域でその人らしい自立した生活が送れるような「地域のしくみ」をつくり、地域における「ささえあい」の仕組みづくりを通じて、地域住民や社会福祉協議会を含む地域の各種団体、福祉事業者、行政などが連携・協働のもと、“みんなで、ささえあい安心して暮らせるまちづくり”を推進するための計画です。

(2) 計画期間

令和3年度から令和8年度までの6年間

(3) 住民参加による計画づくり

- 地区別座談会 ……区内8地区のコミュニティ協議会ごとに各地2回開催。
- テーマ別座談会 ……高齢者、障がい児者、子育て、ボランティアの4つの分野ごとに開催。

(4) 次期計画の基本理念・基本目標

江南区地域福祉計画・地域福祉活動計画の「基本理念」と基本理念を達成するための「5つの基本目標」は次のとおりです。

- 基本理念

みんなで、ささえあい安心して暮らせるまち “江南区”

- 5つの基本目標

基本目標1	地域福祉のネットワークづくり	【つながり】
基本目標2	相談体制と適切な情報提供体制づくり	【情報】
基本目標3	身近な地域の「交流の場」づくり	【場所】
基本目標4	地域の福祉力を高める人材づくり	【人材】
基本目標5	安心・安全に暮らせる地域づくり	【安心】

(5) 今後のスケジュール

- 令和2年12月21日(月)～令和3年1月19日(火)
パブリックコメントの実施
- 令和3年2月22日(月)
第3回江南区ふれあい・ささえあいプラン推進委員会にて次期計画確定
- 令和3年3月
自治協・市議会報告